

令和3年稲敷市農業委員会第12回総会

[12月10日]

- 
- 日程 1 議事録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について  
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について  
日程 4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程 5 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定, 移転の許可について  
日程 6 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について  
日程 7 議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定, 移転の許可について  
日程 8 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について  
日程 9 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)  
日程10 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (中間管理事業)  
日程11 議案第7号 稲敷市農用地利用配分計画 (案) に対する意見決定について (中間管理事業)

---

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号  
日程 3 報告第2号  
日程 4 報告第3号  
日程 5 議案第1号  
日程 6 議案第2号  
日程 7 議案第3号  
日程 8 議案第4号  
日程 9 議案第5号  
日程10 議案第6号  
日程11 議案第7号

---

出席委員

1番	墳本典勇君	10番	黒田和夫君
2番	山口幸一君	11番	山下恭一君
3番	横田悌次君	12番	野口克行君
4番	遠藤一行君	13番	山口和彦君
5番	村山文雄君	16番	高須一郎君
6番	木内昌秀君	17番	篠崎文夫君
7番	吉田武君	18番	川島昇君
8番	内田和新君	19番	根本脩君

欠席委員

9番 宮本信夫君 14番 篠崎惣壽君  
15番 関口邦子君

---

出席説明員

農業委員会事務局長 根本大君  
農業委員会事務局長補佐 谷部義也君  
農業委員会事務局長主幹 平沢心平君

---

午後2時開会

○農業委員会事務局長（根本大君） 令和3年12月の稲敷市農業委員会総会を開催させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（根本脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は16名です。欠席委員は、9番宮本委員、14番篠崎委員、15番関口委員の3名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。

お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は3番横田悌次委員、4番遠藤一行委員の両名を指名をいたします。

---

日程2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（根本脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本大君） 議案書1ページをお開き願います。

報告第1号「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」報告いたします。

3件でございます。合わせまして、畑2筆、田5筆、18,953㎡について、農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく農地売買事業により茨城県農林振興公社へ売買したものであります。よろしく御承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局より説明をさせていただきました。これは報告事項でございますので、御承認よろしくをお願いいたします。

---

#### 日程3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」報告いたします。

議案書2ページから8ページまでの17件でございます。

この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。権利の取得者は、いずれも自作や作業委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。よろしく御承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局より説明をさせていただきました。これも報告事項でございますので、御承認よろしくをお願いいたします。

---

#### 日程4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 議案書9ページ10ページになります。報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告いたします。

9ページの受理番号1番から3番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。10ページの受理番号4番5番は、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものでありますが、いずれもこの後の議案で再配分の計画が出されております。よろしく御承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

この件につきましても報告事項でございますので、御承認をよろしくをお願いいたします。

日程5 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定, 移転の許可について

○議長(根本 脩君) 続きまして, 議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定, 移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

平沢主幹。

○農業委員会事務局主幹(平沢心平君) 11ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定, 移転の許可について」

売買による所有権移転12件, 競売による所有権移転1件でございます。

受理番号1番 江戸崎字古橋 田3筆, 4, 238㎡

受理番号2番 鳩崎字新田 田1筆, 4, 396㎡

受理番号3番 高田字後口田 外1地区 畑2筆, 930㎡

についてでございますが, 受人が経営規模拡大のため, 買い受けるものでございます。

受理番号4番から受理番号10番までは, 関連がございますので, 一括でご説明いたします。

受理番号4番から受理番号10番 いずれも桑山字境町 田13筆, 22, 402㎡についてでございますが, 受人が農業経営を開始するため, 買い受けるものでございます。

受理番号12番 本新 田1筆, 3, 993㎡についてでございますが, 受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

受理番号13番 四箇字四箇 畑2筆, 662㎡についてでございますが, 農地中間管理機構が行う特例事業により, 受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

受理番号14番 伊佐津字内原 畑1筆, 1, 884㎡についてでございますが, 受人が水戸地方裁判所龍ヶ崎支部が行った不動産競売において最高価申込者となったものであります。受人には9月総会において買受適格証明書を交付しておりますので, 農地法第3条の許可要件は満たしております。

調査結果は報告書のとおりで, 農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり, 受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお, 添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号の説明は以上です。

○議長(根本 脩君) ただいま事務局の説明が終わりました。

これより調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番2番について, 村山委員より報告をお願いいたします。

○5番(村山文雄君) 5番村山です。受理番号1番2番について報告いたします。

1番についてですが, 12月6日に清原推進委員と受人の調査をし, 申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は, 主に水稻, かぼちゃを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は, トラクター4台, 田植機2台, コンバイン2台, 乾燥機4台を所有しております。農業従事日数は200日, 経営面積は137アールです。

2番についてですが, 12月6日に鹿熊推進委員と受人の調査をし, 申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は, 主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は, トラクター3台, 田植機1台, コンバイン1台, 乾燥機2台を所有しております。農業従事日数は300日,

経営面積は761アールです。

1番2番ともに、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号3番から10番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○1番（墳本典勇君） 1番墳本です。受理番号3番について、14番篠崎惣壽委員が欠席のため、代理で報告いたします。

12月3日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に露地野菜等を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、耕運機1台を所有しております。農業従事日数は180日、経営面積は84アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

続きまして、受理番号4番から10番について、14番篠崎惣壽委員が欠席のため、代理で報告いたします。

12月3日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻、トマト等の栽培を予定している農業者であります。水稻については、作業の一部を委託予定となっております。受人の農業生産法人要件は、満たしております。農機具の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台をリースで導入予定となっております。経営面積は、取得予定地の224アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号12番について、わたくし根本より報告いたします。

19番根本です。受理番号12番について報告いたします。

12月5日に高城推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、トラック1台を所有しております。農業従事日数は300日、経営面積は382アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

受理番号13番については、農地中間管理機構が行う特例事業による案件のため、受理番号14番については、競売による所有権移転のため、いずれも調査報告を省略いたします。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了をいたします。

これより議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

[賛成者挙手]

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

---

日程6 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いをいたします。

平沢主幹。

○農業委員会事務局主幹（平沢心平君） 14ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」でございます。

受理番号1番 小野字大日脇 畑1筆、511㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。

申請人は、小型船舶5艇及び農機具等を所有しており、現在置いている場所が、一般車両の駐車場を整備する計画であり、船舶等を置く場所が無くなってしまうため、新たな、自己用小型船舶及び農機具置場が必要なため、申請に及んだものでございます。

これで、議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

引き続き、調査委員の調査報告をお願いをいたします。

川島委員より報告をお願いをいたします。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。受理番号1番について報告いたします。

12月7日に松田推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、自己用小型船舶及び農機具置場として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了をいたします。

これより議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

[賛成者挙手]

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

日程7 議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定, 移転の許可について

○議長(根本 脩君) 続きまして, 議案第3号「農地法第5条の規定による権利の設定, 移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

平沢主幹。

○農業委員会事務局主幹(平沢心平君) 15ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条の規定による権利の設定, 移転の許可について」でございます。

受理番号1番 羽賀字小原 畑1筆, 635㎡で転用目的は太陽光発電, 410ワットパネル140枚設置

受理番号2番 羽賀字小原 畑1筆, 418㎡で転用目的は太陽光発電, 410ワットパネル72枚設置

受理番号3番 沼田字登戸下 田1筆, 693㎡で転用目的は太陽光発電, 305ワットパネル216枚設置

なお, 受理番号1番から3番については, 市街化調整区域, 土地改良区域外で周囲を山林や宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理, 周囲をフェンス等で囲い被害防除する計画で, 経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。

受理番号4番 沼田字鍛冶や 外1地区 畑1筆, 田1筆, 4,932㎡, 農地区分については, 土地改良区域内で農用地区域内の農地と10ヘクタール以上の広がりがある農地の第1種農地の2つの区分内にある農地と判断しました。申請人は, つくば市に工事事務所を有し, 高速道路の建設等の事業を営む法人で, この度, 首都圏中央連絡自動車道(圏央道)4車線化事業に伴い, 一時的な工事用道路及び土や資材の仮置き場などの工事用地が必要となり, 申請地が最適な為, 申請に及んだものでございます。一時転用期間は, 令和6年11月30日までの3年間, 農地への復元につきましても計画され, 農地復元工程表が提出されております。また, 土地改良区からの意見書を得るなど, 他法令との協議も了しております。なお, 申請地は農地区分が農用地区域内及び第1種農地と区分されておりますが, 仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行われるものであって, 当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要な場合であって, かつ, 農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に該当します。

受理番号5番 神宮寺字外馬場 畑1筆, 708㎡で転用目的は太陽光発電, 410ワットパネル156枚設置

受理番号6番 神宮寺字外馬場 畑1筆, 1,472㎡で転用目的は太陽光発電, 495ワットパネル212枚設置

なお, 受理番号5番6番については, 非線引き区域, 土地改良区域外で周囲を山林や宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理, 周囲をフェンス等で囲い被害防除する計画で, 経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。

受理番号7番 江戸崎字小角 畑1筆, 2,368㎡についてですが, 市街化調整区域, 土地改良が実施された土地であることから第1種農地と判断いたしました。申請人は, 隣接地で作業事務所や資材

置場を有して建設業を営んでおりますが、事業の拡大等に伴い、足場置場が必要になり資材置場用地として申請に及んだものでございます。なお、申請地は第1種農地と判断いたしましたが、農地法施行規則第33条の4、申請に係る土地の周辺の地域において法人活動を行っており、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

受理番号8番 幸田字横須賀下 田2筆、畑2筆、510㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域内で10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、現在、アパートにて生活しておりますが、将来を考え自己住宅を建築するものでございます。事業計画は、軽量鉄骨二階建、72.11㎡の自己住宅を建築し、取水は水道、汚水・雑排水は下水道へ放流する計画です。なお、申請地は第1種農地と判断いたしましたが、農地法施行規則第33条の4、住宅等の施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

これで、議案第3号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

引き続きまして、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番2番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○1番（墳本典勇君） 1番墳本です。受理番号1番2番について、去る7日、篠崎委員、藤巻推進委員、岡野推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、隣接している土地で、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号3番4番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○5番（村山文雄君） 5番村山です。受理番号3番4番について、去る7日、根本推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、受理番号3番については、太陽光発電施設用地、受理番号4番については、一時的に圏央道4車線化事業の工事用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号5番6番について吉田委員より報告をお願いいたします。

○7番（吉田 武君） 7番吉田です。受理番号5番6番について、去る7日、田仲推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号7番について、山下委員より報告をお願いいたします。

○11番（山下恭一君） 11番山下です。受理番号7番について、去る7日、清原推進委員と事務局で



現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、資材置場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号8番について、山口和彦委員より報告をお願いをいたします。

○13番（山口和彦君） 13番山口です。受理番号8番について、去る7日、板橋推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

はい、山口委員。

○13番（山口和彦君） 13番山口です。

受理番号6番についてですが、受人が都内在住の個人ですが、完成後の管理についてお伺いします。

○農業委員会事務局主幹（平沢心平君） 申請人は都内の方ですけれども、管理については、近隣の太陽光発電施設を管理している業者に委託する予定となっております。

○議長（根本 脩君） よろしいですか。

○13番（山口和彦君） はい。

○議長（根本 脩君） その他ございませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了をいたします。

これより議案第3号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決をいたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

---

#### 日程8 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いをいたします。

平沢主幹。

○農業委員会事務局主幹（平沢心平君） 17ページをお願いします。

議案第4号「現況証明願に対する証明書の交付」について

登記地目変更のための非農地証明書の交付10件でございます。

受理番号1番 高田字千葉野 畑4筆, 2, 323.15㎡についてですが, 47年前より事業用地として利用されており, 撮影年月日, 昭和59年12月29日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

受理番号2番 下君山字岩ノ内 畑1筆, 田2筆, 887㎡についてですが, 昭和48年頃より宅地として利用されており, 撮影年月日, 平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

受理番号3番 柴崎字上吉山 田1筆, 1, 410㎡

受理番号4番 柴崎字上吉山 田1筆, 752㎡

受理番号5番 柴崎字上吉山 田1筆, 527㎡

についてですが, 耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

受理番号6番 橋向字橋向 田2筆, 1, 573㎡についてですが, 昭和46年頃より倉庫用地として利用されており, 撮影年月日, 平成6年11月4日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

受理番号7番 江戸崎字荒匂 畑1筆, 740㎡

受理番号8番 江戸崎字荒匂 畑1筆, 730㎡

受理番号9番 中山字大久保 外2地区 畑4筆, 2, 136㎡

受理番号10番 伊佐津字大辺田 畑1筆, 1, 024㎡

についてですが, 耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

引き続きまして調査委員の調査報告をお願いをいたします。

受理番号1番2番について, 墳本委員より報告をお願いをいたします。

○1番（墳本典勇君） 1番墳本です。受理番号1番2番について, 去る7日, 篠崎委員と藤巻推進委員, 岡野推進委員及び事務局で, 申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果, 1番2番とも昭和47年頃から建物が建っているという状況です。受理番号1番については, 事業用地, 受理番号2番については, 宅地として利用されており, 国土院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は, 農地法第2条の農地に該当せず, 非農地と判断します。よろしく御審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして, 受理番号3番から5番について, 遠藤委員より報告をお願いをいたします。

○4番（遠藤一行君） 4番遠藤です。受理番号3番から5番について, 去る7日, 川島委員と推進委員の海老原委員と事務局で, 申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果, 現地は荒廃しており, 周囲の状況から見ても耕作することは困難であり, 今後も耕作の見通しがいいことから, 非農地と判断します。よろしく御審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号6番について、内田委員より報告をお願いいたします。

○8番（内田和新君） 8番内田です。受理番号6番について、去る7日、山口委員と推進委員の大野委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、20年以上前から倉庫用地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしく御審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号7番8番について、山下委員より報告をお願いいたします。

○11番（山下恭一君） 11番山下です。受理番号7番8番について、去る7日、村山委員と推進委員の清原委員及び事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしく御審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号9番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○13番（山口和彦君） 13番山口です。受理番号9番について、去る7日、内田委員と推進委員の板橋委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしく御審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号10番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。受理番号10番について、去る7日、遠藤委員と松田推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしく御審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了をいたします。

これより議案第4号「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定をいたしました。

日程9 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第5号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

谷部局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（谷部義也君）

議案第5号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」でございます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定でございます。

議案書19ページから30ページになります。

新規設定が、23件、97筆、219、420㎡、再設定が、34件、97筆、156、666㎡の利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。

新規設定、再設定いずれも、農用地のすべての効率利用、農作業常時従事等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了をいたします。

これより議案第5号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

---

日程10 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第6号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

谷部事務局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（谷部義也君） 31ページをお願いします。

議案第6号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、農地中間管理事業を実施する、茨城県農林振興公社が、中間管理権を取得するものでございます。今回は、5件、30筆、52、382㎡についての利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。以上で

ございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了をいたします。

これより議案第6号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

---

日程11 議案第7号 稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第7号「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いをいたします。

谷部局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（谷部義也君） 33ページをお願いします。

議案第7号「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき作成される稲敷市農用地利用配分計画の案に対し、同条第3項の規定により、農業委員会が回答する意見について、御審議をお願いするものでございます。今回は、新規配分が5件、30筆、52,382㎡、再配分が3件、11筆、20,757㎡の配分計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終了いたしました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第7号、「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

---

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

皆さんにお諮りをいたします。

本定例会中の議案等に関わる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして令和3年12月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦勞さまでございました。

午後2時46分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

3番委員 横 田 悌 次

4番委員 遠 藤 一 行